

ともにつくる 支えあいの地域づくり



所沢市長 当麻よし子

加速する少子高齢化や地域を取り巻く社会環境の変化により、住民相互の社会的つながりも希薄化していることから、ともに支えあい、ともに助け合うという、地域づくりの必要性が益々高まってきております。

民生委員・児童委員の皆様には、それぞれの地域において、高齢者をはじめ、障害者や子どもの問題についての相談・支援のほか、地域のコミュニティ活動への積極的な参加など、幅広い活動をしていただいておりますことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

これまで積み重ねてこられました豊富な知識と経験を十分に発揮していただき、今後も民生委員・児童委員の皆様のご協力をいただきながら、高齢者や子どもたちが安全で安心して暮らせる環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

そして、あたたかな人のつながりが、あたたかな地域をつくり「あったか市政」のまちづくりへと進展できますよう、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

よくある質問

Q 担当の民生委員がわからないのですが？

A 民生委員・児童委員はそれぞれ担当地区を受け持っており、ご相談などがある場合は、担当の民生委員・児童委員を市から紹介します。またお近くの出張所でも紹介します。

市役所1階福祉総務課
☎2998-9113 ☎2998-1147

Q 民生委員に相談等を行った場合、個人の情報が漏れる心配はないですか？

A 民生委員・児童委員は個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付けられており、個人の情報が漏れる心配はありませんので、ご安心ください。

お気軽にご相談を

民生委員・児童委員は、相手の立場に立って相談相手になってくれる最も身近にいる頼れる存在です。

悩み事・不安がありましたらお気軽にご相談ください。

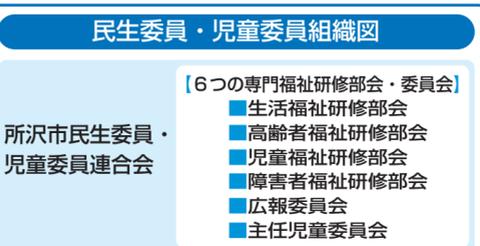
ご存知ですか…



※1「地区推薦会」…地域の実情に通じた自治会の代表者等の中から市長が委嘱した10人以内の委員で構成され、県の審査基準に基づき適任者を選考し、所沢市民生委員推薦会へ推薦します。

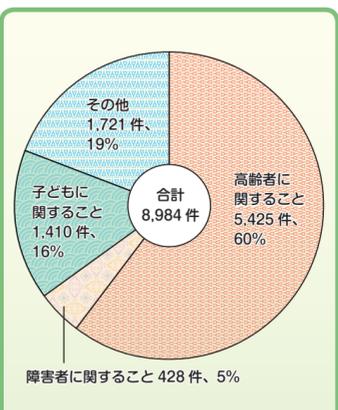
※2「所沢市民生委員推薦会」…民生委員法に基づき市議会議員・民生委員・福祉事業関係者等の中から市長が委嘱した14人の委員で構成され、各地区推薦会から推薦された候補者を審査し、県知事へ推薦します。

民生委員・児童委員は、市内の14地区で、それぞれの担当を受け持ち、活動を行っています。また、民生委員法に基づき14の地区に協議会を組織し、毎月1回の定例会などを通じ、意見交換や日常の活動における問題の解決に取り組んでいます。



●連合会事業●
私たちは「災害時一人も見逃さない運動」に取り組んでいます

分野別相談・支援件数 (平成21年度)



民生委員・児童委員



▲今回の特集のために、モデルとしてご協力いただきました。

「困ったとき」「心配なとき」の「地域の身近な相談相手です！」

民生委員・児童委員は、福祉全般に関するさまざまな悩みや問題が生じたときの身近な相談相手となります。また、地域福祉を進めるうえで中心的な役割を担い、活躍しています。

12月の民生委員・児童委員一斉改選では、493人が厚生労働大臣から3年任期で委嘱され、市内の各地域で活動しています（委員数は12月1日現在の定数）。今回は、地域の身近な相談相手でもある民生委員・児童委員の活動等をご紹介します。

福祉総務課 ☎2998-9113 ☎2998-1147

民生委員・児童委員とは どのような人

【基本的な役割】
民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って相談に応じ、支援等を必要としている方の意志を尊重したうえで、関係機関と連携しながら、日常生活の支援を行います。

【3つの基本姿勢】
●社会奉仕の精神（民生委員法第1条）
この精神をもって、社会福祉の増進に努めます。
●基本的人権の尊重（同法第15条）
個人の人格を尊重し、秘密を守り、差別をしません。
●政党・政治的目的への地位利用の禁止（同法第16条）
職務上の地位を、この目的のために利用しません。

民生委員・児童委員活動と行政への協力

実施月	活動名	実施機関
年間通して	福祉相談や支援活動、必要な情報提供等	市および関係機関との連携による
5月下旬	・総会への参加	市民生委員・児童委員連合会
6月ごろ	・要援護高齢者調査 ・単身高齢者保養事業の案内 ・交通安全声かけ運動（～1月ごろ）	市（高齢者支援課） 県（交通安全課）
9月	・各地区敬老会事業	各地区実行委員会
11月ごろ	・ポーターライン（低所得）世帯調査 ・赤い羽根共同募金（特別協賛金）への協力	市（生活福祉課） 市社会福祉協議会
年度末ごろ	・全体研修会への参加	市民生委員・児童委員連合会
年間通して月1回程度	・定例会や研修会等への出席	各地区民生委員・児童委員協議会
年間通して年1回程度	・在職年数に応じた研修会への参加（新任は12月）	県社会福祉協議会

◎上記以外にも福祉にかかるさまざまな活動を行っています。

活動メニュー

民生委員・児童委員は、給与や報酬を支給されないボランティアで、民生委員法に基づいて地域福祉推進のために幅広い活動を行っています。

また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねており、児童健全育成や児童福祉活動も行っています。さらに、委員の中には、児童委員活動を一層充実させるために児童福祉に関することを専門的に担当する32人（定数）の主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員は、すべての人が地域の中で安心して生活できるよう、下記のようなさまざまな活動を行っています。

●福祉全般にかかわる相談や援助活動
●援助を必要とする方に対して福祉サービスが適切に利用することができるよう、必要な情報の提供や援助
●児童虐待や保護を必要とする児童を発見した際の児童相談所や市との連携
●行政機関からの依頼や担当地区把握のための世帯および高齢者などの調査
●本人申請に基づく、無職や扶養の事実などを確認のうえ、証明書の発行
●行政機関が実施する各種事業への協力

たとえばこんなとき、ご相談ください

- ◆高齢者の一人暮らしで心配
- ◆生活などで困っている
- ◆子育てに悩んでいる
- ◆病気などで生活に困っている
- ◆子どもの非行や不登校に悩んでいる